

西南学院大学 図書館報

No. 34

1967年4月1日発行

福岡市西新町

西南学院大学図書館

図書館の効果的利用法

新入学生への案内

大学時代の真価は図書館をいかに利用したかによって決定されるとさえ言われている。それでは、どうすれば最も効果的に図書館を利用することができるか。図書館利用の秘訣ないしはコツといったものを二三紹介することにしよう。

- (1) 資料は諸君の目の前に並んでいるオープンのもばかりではない。洋書や貴重な文献の多くはクローズド・ブック（閉架図書）として書庫の中に収められ、諸君が直接自由に接することができないようになっている。このクローズド・ブックを利用することが肝要だ。検索は目録によらねばならない不便さはあるが、これに習熟することによって却って皆の余り利用しない貴重な文献を我物顔に利用できる満足感は何とも言えないものとなるだろう。目録のひき方は目録室に掲げてある。
- (2) オープンの図書でも、求める主題の図書は必ずしも一カ所にだけ並んでいるとは限らない。与えられる分類記号は図書の刊行形式によっても異なるからである。例えば、ドストエフスキーの「罪と罰」は、単行本のときはロシア文学の小説（983）のところだが、ドストエフスキー全集の中の一冊となると、ロシア文学全集（988）のところに入るし、また世界文学全集（908）の中も調べる必要がある。これは専門書でも同じであって、全集物の並ぶところを覚えておくことが大切。
- (3) 図書館に新しく購入または寄贈されてきた図書のリストが、2カ月に1度「増加図書目録」として刊行される。このリストは是非目を通すこと。無料頒布だからといって粗末にするなど

もっての外というべきだろう。

- (4) ある事項を調べたいとき、必ず必要となる事典・辞書の主なものを知っておくこと。

○百科事典・人名辞典

平凡社の百科事典は諸君もよくご存知だろう。この他、定評のあるアメリカナ、ブリタニカ、ラルース、ブロックハウス等があり何れも知りたい事項の内容と程度に応じて使い分ける必要がある。人名を調べる場合、簡単なときは「岩波西洋人名辞典」「平凡社大人名辞典」「文化人名録」などが便利。文学者であれば通常の人名辞典よりはむしろ「世界文学辞典」、英米文学者のときは「英米文学辞典」をひくと文学者としての説明が詳しい。Who's Whoは生存している人について Who was Whoは既に死亡している人を調べるときに用いる。

○年鑑 新らしい統計資料を得たいときは年鑑を見る。辞書室又は各閲覧室の辞書棚に並んでいる。

○学術雑誌・論集 論文作成のときなど、学術雑誌や大学論集を参照する必要がある。雑誌室に並んでいる「経済学文献季報」とか「雑誌記事索引」を見ると内容がのっているので参考となるものを探することができる。

以上ほんの概要だけを述べたが、それらを通じて言えることは、図書館を十分自分のものとするには何よりも通いつめることが第一ということである。そして不明な点は遠慮なく係員に尋ねること。効果的な利用法は案外こんな簡単なことから会得されてゆくものである。

「ああ、これでおれは哲学も、法学も、医学も、また要らんことに神学までも、容易ならん苦勞をして、どん底まで研究してみた。それなのにこの通りだ。可哀そうにおれという阿呆が、昔よりちっとも利口になっていないじゃないか……。」これはゲーテの「ファウスト」悲劇第一部の冒頭「夜」の場面で、知識の無力なのに失望したファウストの独白

であるが、これでもわかるように、神学、法学、医学、哲学の四者は中世の学問のすべてであったわけである。なかでも神学と法学とはその中心をなしていたといわれているが、このことは世界最古の大学といわれるイタリアのボローニャ大学とパリ大学とをとってみれば明らかなことであって、パリ大学が神学教授の団体を中核に神学研究を主としたのに対し、ボローニャ大学はイルネリウスがおこしたスツディウム・ゲネラーレ（誰でも学ぶうということ。国

際的研究機関の意）を中心に法学研究を主としたことによっても知られる。大学の歴史は法学部とともに始まるといっても過言ではない。

ここで、大学図書館の歴史について一言しよ

う。中世ヨーロッパの大学の多くは教会付設の修道院学校から分化発展したものであるが、ソルボンヌ大学の例に見られるようにいずれも修道院図書館を母体として生れた

ものであって、大学の誕生は実に図書館の誕生にはじまるともいえるのである。大学に学ぶ者は大学における図書館の意味について充分に考えるところがなければならぬ。孔子は晩年「易」を好み、^{イヘンミクビタツ}「韋編三絶」（書物のとじ糸が幾度も切れた意）といったといわれるが、諸君が学問を愛するごとく図書館を愛し、書物を愛する者となるよう祈ってやまない。

（法学部長）

法学部の発足と 図書館

船越栄一

法学部関係学術雑誌所蔵リスト

(1) 内 国 雑 誌

誌 名	巻 号 (発行年)
大審院判例集(民事・刑事)	1—25巻 (大正11—昭和21年)
判 例 時 報	34—139号 (昭和29—33年)
判 例 タ イ ム ズ	2—17巻 (〃26—41年)
比 較 法 研 究	2—27号 (〃25—41年)
法 文 論 叢	4—33号 (〃3—18年)
法 学 研 究	1—30巻 (〃7—41年)
法学研究 (一橋大学)	24—39巻 (〃26—41年)
法学協会雑誌	1—4号 (〃32—37年)
	23—83巻 (明治45—昭和41年)
法 学 教 室	1—8号 (昭和36—38年)
法 学 論 叢	1—78巻 (大正8—昭和40年)
	(欠61・62巻)
法 学 セ ミ ナ ー	1—125号 (昭和31—41年)
法 学 新 報	25—73巻 (大正4—昭和41年)
法 学 志 林	11—63巻 (欠46・51巻)(明治42—昭和41年)
	(昭和38—41年)
法 令 全 書	1—4巻 (〃21—24年)
法 律 文 化	2—38巻 (〃5—41年)
法 律 時 報	1—4918号(明治33—昭和19年)

法 律 タ イ ム ズ	1—4巻 (昭和22—25年)
法 社 会 学	1—18号 (〃26—41年)
法 曹 曹	1—160号(欠3冊)(昭和25—39年)
法 曹 時 報	1—18巻 (〃24—41年)
法 曹 会 雑 誌	14—15巻 (〃11—12年)
法 哲 学 四 季 報	1—5号 (〃23—25年)
法 と 経 済	1—110号 (〃9—24年)
シ ュ リ ス ト	1—351号 (〃27—41年)
海 法 会 誌	1—7号 (〃28—36年)
下級裁判所民事裁判例集	1—16巻 (〃25—41年)
企 業 法 研 究	79—134輯 (〃36—41年)
季 刊 労 働 法	2—16巻 (〃27—41年)
経営法学ジャーナル	1—10号 (〃40—41年)
神 戸 法 学 雑 誌	1—4巻 (〃26—30年)
国 家 学 会 雑 誌	34—47巻 (大正9—昭和8年)
	58—68巻 (昭和19年—29年)
	78—79巻 (〃40—41年)
国 際 法 外 交 雑 誌	45—64巻 (〃21—41年)
公 正 取 引	52—189号 (〃29—41年)
高等裁判所判例集(民事・刑事)	1—16巻 (〃23—38年)
京 都 法 学 会 雑 誌	5—13巻(欠23冊)
	(明治43—大正7年)
民 商 法 雑 誌	1—54巻 (〃10—41年)

【次頁上段へ】

日本管理法令研究 1—26号 (721—24年)
 最高裁判所判例集(民事・刑事) 2—18巻 (723—41年)
 私法 1—27号 (724—40年)
 商事法務研究 2—387号 (731—41年)

綜合法学 1—7巻 (733—39年)
 ソヴェト法学 1—2巻 (730—32年)
 時の法令 1—576号 (725—41年)

(2) 外国雑誌

Title	Vol. & No. (Pub. Date)
The American Journal of International Law.	Vol. 58—60 (1964—66)
Archiv des öffentlichen Rechts.	Vol. 90—91 (1965—66)
Archiv für die Civilistische Praxis.	Vol. 165—166 (1965—66)
Columbia Law Review.	Vol. 65—66 (1965—66)
Commercial Law Journal.	Vol. 70—71 (1965—66)
Droit Social.	Vol. 27—28 (1965—66)
Entscheidungen des Bundesgerichtshofes.	
Reihe A: Zivilsachen.	1965—66
Reihe B: Strafsachen.	1965—66
Foreign Affairs.	Vol. 44—45 (1965—66)
Harvard Law Review.	Vol. 71—79 (1951—66)
Juristenzeitung.	Vol. 20—21 (1965—66)
Juristische Rundschau.	1965—66
Law Quarterly Review.	Vol. 81—82 (1965—66)
Neue Juristische Wochenschrift.	Vol. 18—19 (1965—66)
Proceedings of the American Society of International Law.	59—60th Annual. (1965—66)
Public Law.	Vol. 12—13 (1965—66)
Recht der Arbeit.	Vol. 18—19 (1965—66)
Revue Trimestrielle de Droit Civil.	Vol. 62—65 (1963—66)
Revue Trimestrielle de Droit Commercial.	Vol. 16—19 (1963—66)
Soviet Status and Decisions.	Vol. 1—2 (1964—66)
Staat und Recht.	Vol. 14—15 (1965—66)
Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch.	Vol. 1—4 Teil 2 (1957—65)
Yale Law Journal.	Vol. 75—76 (1965—66)
Zeitschrift für das Gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht.	No. 125—128 (1963—66)
Zeitschrift für Schweizerisches Recht.	Vol. 84—85 (1965—66)
Zeitschrift für Vergleichende Rechtswissenschaft.	Vol. 68—69 (1965—66)
Zeitschrift für Zivilprozess.	Vol. 78—79 (1965—66)

リザーブド・ブックとは何か

Reserved Book ——通常“指定図書”と訳されているが、必ずしも適切な訳ではない——は、教授の講義に関連して学生に必ず読むべきものとして指定された図書であって、図書館ではこれを別置き、独自の整理と運用方法で学生に利用させるものである。この制度が非常に発達しているのはアメリカであって、学生は授業に出るには必ずこれを利用しなければならない仕組みになっているのである。従ってリザーブド・ブックには利用者が殺到するため、図書館ではこれを普通の書架から外して別置き、普通の図書と異った利用方法を定めている。即ち、2時間貸出・1夜貸出・1日貸

出など貸出期間も短く、遅れた場合の延滞金なども高くなっているのである。我国の大学でこのようなアメリカ式のリザーブド・ブック制度を採用している大学は余り多くないようだ。多くの大学図書館で実施している指定図書制度は似て非なるものである。むしろ、一部開架をするための教授の推薦図書制度とでもいうべきものであろう。本館の実施しているリザーブド・ブック制度はどちらかと言えば本来の姿のものである。しかし、一夜貸出などはせず、館内閲覧だけに制限している。現在はその冊数は余り大したことはないが、将来次第に拡充されてゆくことになるだろう。

先日、ある人より「本の奥付に記載されている「版」と「刷」とは、どのように違うのでしょうか」という質問があった。

こういう疑問が出されるのは、元来わが国では書物により発行所によって、奥付記載の「版」と「刷」の使用の仕方が、かなりまちまちに使われてきた傾向があったからであり、この版と刷を区別して明記するようになったのは、イギリス、フランス、ドイツなどで「版」(edition, édition, Ausgabe)と「刷」(impressionあるいは printing, l'impression, Druck)とをわけて使っている慣例があり、それから示唆を受けたことによるといわれている。

つまり edition (版)とは「印刷の時は前後して回

を重ねても、同一の原版から印刷された書物の全部数」をいい、impression (刷)とは「機械にかけた原版で一回に印刷された全部数」とされている。

次に、本の標題紙(洋書)又は奥付(和書)に◎の表示がみられるが、これはどういう意味でしょうか。というような疑問もあった。これは複雑な内容のものであるが、一口に言えばこの「C」は版權、著作権(copyright)を示すもので、◎の記号と著作権者名と第一発行年を明記することによって、万国著作権条約にもとづき、著作権保護の一つの資格が得られるような権利の表示をなしているものである。

〃小説を読むだけなのに肩がこり 紋太〃

(伊藤)

図書館での用語

その 2

■ 告 知 板

- 新入学生の利用開始 新入学生に対する図書館のオリエンテーション終了後から図書館を利用することができます。
- 春休長期貸出の返却期限 4月20日(木)まで。
- 卒論特別貸出 卒業年次の学生は、卒業論文作成のための特別貸出を受けることができます。通常の貸出のはかに3冊1ヵ月間です。指導教授の証明が必要です。希望者は係まで。

■ 寄附金による図書の購入

本学文学部の田中輝雄先生を通じてアメリカ・フロリダ州ステットソン大学から125ドルの寄附金が本学図書館へ贈られた。図書館ではご厚志に深く感謝を捧げるとともに、この寄附金から次のセットを購入することになった。

Lowndes, W. T. : Bibliographer's Manual of English Literature. (Revised and enlarged edition by H. G. Bohn in 6 vols)

■ 私大助成金の実態調査について

昭和41年度の私大助成金による研究設備の購入状況について、2月9日文部省の実態調査がなされた。

■ 図書館の複写に関する著作権の問題

著作権法の改正が国会で審議されているが、図書館の行なう文献複写についてはある程度自由に行なうような措置が認められるようである。従来から、図書館の文献複写は著作権者の経済的利益を害しない限りできるだけ自由に認められねばならぬことが強く要望されてきたものであった。今回とられる措置は次のようなものである。

1. 図書館がその所蔵する著作物をマイクロ・フィルム写真等により複製提供することは、個人的な調査研究

に利用する場合には認められる。ただし、複製できるのは原則として著作物の一部分であり、一人につき一部であること。

2. 絶版その他のため入手困難な蔵書について図書館が他の図書館の委託に基づいて複製をし提供することは差支えない。(著作権制度審議会答申説明書より)

■ ニュース

< 図書館委員会 >

41. 12. 19 卒業論文用特別貸出の取扱いについて、新図書館建築計画について審議。

42. 2. 27 図書館規程の一部改正案(法学部設置に伴う委員数の増加)、新図書館建築計画について審議。

< 図書館委員名簿 > (42. 1. 1 付)

神学部	小林 昌明	文学部(専門課程)	大森 衛
商学部	山口 稻生	経済学部	大崎 正治
教養部	台信 達二	短期大学部	高橋さやか

■ 寄 贈 図 書 (41年12月-42年1月)

- アメリカ文化センターより Money and Banking, by Steiner 他 洋書80冊
- 山下宇一教授より 川合一郎著証券市場論 他1冊
- 古賀武夫教授より 判例体系 4冊
- 井上忠教授より 中津市史 他12冊
- 宮本堯夫助教授より チャート式幾何 他3冊
- 天理図書館より 中国古版通俗小説集 他1冊
- 広瀬梅次郎氏より 豊前市産業百年史
- 八日市屋二三雄氏より 生命の真相 2冊
- 東宝KKより 帝劇の五十年
- 福岡市長公安企画部より 福岡市総合計画書一基本計画一
- 九州大学附属図書館より 九州大学学術雑誌目録
- 日本放送協会より NHK年鑑 '66